

広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）に対する市民意見募集の結果及び提出された意見の概要と本市の考え方

1 募集期間

令和 6 年 11 月 25 日（月曜日）から令和 6 年 12 月 20 日（金曜日）まで

2 条例素案の閲覧場所

広島市ホームページ、コミュニティ再生課、各区地域起こし推進課、公文書館

3 受付方法

窓口への文書の持参、文書の郵送、ファックス、電子メール又は広島市ホームページの投稿フォーム

4 意見提出者数・意見数

意見提出者数：3 名、意見数：5 件

5 提出された意見の概要と本市の考え方

項目	意見の概要	本市の考え方
条例全体	<p>広島市に「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」は不要と考える。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定を受ける団体と指定を受けない団体間で不平等が生じる。 ・ 団体（あるいは団体に属する個人）による恣意的利用による不正行為が予想される。 ・ 市長の裁量で社会福祉協議会を利用する制度は疑問である。 	<p>ひろしま LMO は、地域を代表する団体として、地域内外の多くの団体に参画していただけるよう、参画を希望する団体に対しては広く門戸を開きつつ、既存の地域団体の活動も尊重しながら地域自治を推進する、地域の協力体制の要となるものです。そのため、LMO を支援することにより、こうした地域自治に参画する多くの団体への支援にもつながるものと考えています。</p> <p>こうした考え方の下、指定地域共同活動団体において特定の者などによる恣意的な利用が行われないようにするために、本条例素案第 3 条第 2 項では、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体の運営に関する主な事項が、団体の構成員の意思に基づき決定されていること。 (2) 代表者その他の役員が、団体の構成員の意思に基づき選任されていること。 (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性が確保されていること。 (4) 活動の計画及び実施の状況が公表されていること。 (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるものに定められていること。 <p>といった民主的で透明性が高い適正な運営の確保に関する指定要件を設けるとと</p>

項目	意見の概要	本市の考え方
		<p>もに、条例素案第3条第3項では、</p> <p>(3) 特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。</p> <p>のほか、宗教活動や政治活動などを目的とする活動を禁止する規定を設けています。</p> <p>また、条例素案第4条において、市長が社会福祉法人広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し、ひろしまLMOへの支援に必要な協力を求めることができることを規定していますが、これはあくまでも協力要請であり、市長の裁量で市社協を利用する制度とはなっていません。</p>
<p>第3条 (ひろしまLMOの指定要件)</p>	<p>条例素案第3条第3項第2号において、地区・学区社会福祉協議会が構成団体となることとされているが、地区・学区社会福祉協議会が条例に基づく指定申請を行う場合には、申請団体としての地区・学区社会福祉協議会と構成団体としての地区・学区社会福祉協議会をどのように区別するのか。</p> <p>条例素案第3条第3項第3号の「特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていない」という要件について、地区・学区社会福祉協議会とそれ以外の構成団体の役員を兼ねている人物については、地区・学区社会福祉協議会の役員として扱われることになるのか。</p>	<p>地区・学区社会福祉協議会が指定申請を行う場合には、申請団体である地区・学区社会福祉協議会が当該団体の構成団体にはなり得ないため、条例素案第3条第3項第2号に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当するものとして、構成団体の要件から地区・学区社会福祉協議会を除く取扱いをすることにしています。</p> <p>地区・学区社会福祉協議会は多くの各種地域団体が構成団体となっている団体であり、その構成員がひろしまLMOの役員の半数を占めてしまうことはやむを得ないと考えているため、「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当するものとして、地区・学区社会福祉協議会の構成員が役員の半数以上を占めることは認める取扱いをすることにしています。</p>
<p>第5条 (ひろしまLMOに対する支援)</p>	<p>P T Aなど社会教育関係団体が行う教育の事業に対して公金を支出することは、憲法89条に違反する。社会教育関係団体への公金支出が想定される団体への補助金は、社会教育委員の会議に意見を聴くべきである。</p>	<p>昭和34年12月9日付け社会教育審議会答申において、憲法第89条の「教育の事業」に該当しないものとして、補助対象とする団体の範囲、補助事業の範囲、補助対象とする経費の範囲及び限度などが示されており、社会教育法第13条の規定に基づき、あらかじめ社会教育委員の会議の意見を聴き、同法第10条に規定する社会教育関係団体（社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体）が実施する憲法第89条に該当しない事業に公金を支出することは、憲法違反にはなりません。</p>

項目	意見の概要	本市の考え方
		<p>ひろしまLMOは、社会教育法第10条に規定する「社会教育関係団体」には該当しませんが、本条例に基づき、社会教育関係団体に該当するひろしまLMOの構成団体や連携団体が実施する憲法第89条に該当しない事業に対し、本市から補助金を交付する場合には、社会教育法第13条の規定に基づき、あらかじめ、社会教育委員の会議の意見を聴くことにしています。</p> <p>しかしながら、現時点では、ひろしまLMOに対する助成金は、本市が出えんした広島市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）の基金を原資として、市社協がひろしまLMOに交付しており、今後もこのような形でのLMOへの支援を行う場合は、本市から市社協への出えんはもとより、市社協からひろしまLMOに対する助成金は、社会教育法第13条に規定する「地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付する場合」に該当しないため、社会教育委員の会議の意見を聴く必要はありません。</p>
その他	<p>「社会福祉協議会」が社会福祉法に規定された団体であることを鑑みると、条例により指定される指定地域共同活動団体に「社会福祉協議会」の名称を使用するのは適切ではないと考える。</p>	<p>本市における地区・学区社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第2項に根拠を置く団体ではなく、各地域において任意に設立された団体です。</p> <p>そのため、条例により指定する団体が、任意に設立された地区・学区社会福祉協議会の名称を使用することは問題ないと考えています。</p>